

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月7日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【電話番号】	03-6377-2842
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	BNPパリバ欧州バランス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成23年10月30日から平成24年10月29日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年10月28日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年2月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

平成23年10月30日から平成24年10月29日まで

当ファンドの継続申込期間は平成24年10月29日までとさせて頂いておりましたが、平成24年3月30日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始致します。

本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却してまいります。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

平成23年10月30日から平成24年3月7日まで

当ファンドの継続申込期間は平成24年10月29日までとさせて頂いておりましたが、平成24年3月30日付で繰上償還を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始しており、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、当ファンドは平成24年3月30日をもって繰上償還致します。以降は繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、保有資産を順次売却してまいります。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成15年8月7日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

平成15年8月7日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

平成24年3月30日 信託終了（繰上償還）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

当ファンドは平成24年3月30日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

（略）

当ファンドは平成24年3月30日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始しており、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、当ファンドは平成24年3月30日をもって繰上償還致します。取得申込み手続きは平成24年3月7日までとさせていただきます。以降は繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成24年3月30日で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始致します。

本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成24年3月30日で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成24年2月3日から開始しており、平成24年2月3日から平成24年3月5日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、当ファンドは繰上償還により平成24年3月30日をもって信託期間が終了致します。以降は繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。